

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(福岡市指定 第4071100244号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 基本理念・運営方針	2
4. 居室の概要	2
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
7. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	8
8. 残置物引取人	10
9. 苦情処理の体制	10
10. 日常生活や処遇上の事故発生時の対応方法	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福岡白百合会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市南区大平寺2丁目37-18
- (3) 電話番号 092-566-3221
- (4) 代表者氏名 理事長 濱中 智
- (5) 設立年月 昭和47年12月22日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
福岡市4071100244号
- (2) 施設の目的 要介護者に対し、心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適切な生活介護の提供を目的とします。
- (3) 施設の名称 花畑ホーム アイナリーケア
- (4) 施設の所在地 福岡県福岡市南区大平寺2丁目37-18
- (5) 電話番号 092-566-3221
- (6) 施設長（管理者） 秀嶋 和公
- (7) 開設年月 令和6年5月16日
- (8) 入居定員 110人

3. 基本理念

人間尊重の精神と真心のこもったお年寄りへの介護を通して、地域社会に貢献する。

・運営方針

心身に何らかの不自由を持っておられるご利用者の皆様が、あたたかな家庭的雰囲気の中で安心して適切な介護と看護が受けられ、平安のうちに充実した生活をすごして頂くことを運営方針とします。

- ① そのためには、全職員が一丸となって、各職種の職員研修の充実を図り、ご利用者の自立支援をもとに、皆様方お一人お一人の“その人らしさ”を大切に、個々のご希望（自己決定）にかなうサービスの提供や在宅復帰も含めた機能訓練の促進等に努めます。
そして、職員みずからも自分や自分の家族が利用したいと思えるような施設づくりに専念いたします。
- ② 地域ボランティアの方々や各種学校等の研修、見学活動を積極的に受け入れ、地域社会との連携強化に努めるとともに、種々の行事を通して施設を地域の方々に開放し、地域との交流を深めるよう心がけます。

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	
2人部屋	56室	
合計	60室	
大ホール 食堂 機能訓練室	2室	[主な設置機器] 平行棒等
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・個人浴槽
医務室	1室	

（室数に短期入所用ベッド6床を含む）

※上記は、福岡市が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

全室洗面所付、トイレ付居室あり。

全室電動ギャジベッド完備、個人別整理タンス完備。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

施設・設備	利用料	備考
		現在のところ特にありません。

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	必要数	※必要数②
3. 生活相談員	2名以上	2名
4. 看護職員	4名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1.2名	1.2名
6. 介護支援専門員	2名	2名
7. 医師	嘱託1名	必要数
8. 管理栄養士	1名以上	1名

（利用定員に短期入所者6名を含む116名定員による）

※①常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※②必要数：前年度入居者のご利用実績に基づき、3名のご利用者に対して、1名の介護（看護）職員を配置しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	人数
1. 医師	毎週火・金曜日 15:00～17:00	嘱託等 1名
2. 介護職員	日勤： 9:00～18:00 遅出：10:00～19:00 夜勤：16:30～翌日10:00	10～12名程度 6名 6名
3. 看護職員 （ショートステイ担当含む）	日中： 9:00～18:00	1～4名
4. 生活相談員	日中： 9:00～18:00	2名
5. 介護支援専門員	日中： 9:00～18:00	2名
6. 機能訓練指導員	日中： 9:00～18:00	1～2名

☆ 土日祭日は上記と異なります。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～8：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

③入浴

- ・入浴を週2回行います。

- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

- ・毎食後、口腔ケアを行います。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,816 円	要介護度 2 8,652 円	要介護度 3 9,519 円	要介護度 4 10,355 円	要介護度 5 11,171 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,034 円	7,786 円	8,567 円	9,319 円	10,053 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	782 円	866 円	952 円	1,036 円	1,118 円
4. 居住に係る自己負担額	915 円（1,231 円）				
5. 食事に係る自己負担額	1,480 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	3,177 円 (3,493 円)	3,261 円 (3,577 円)	3,347 円 (3,663 円)	3,431 円 (3,747 円)	3,513 円 (3,829 円)

※介護報酬改定等により、利用料金が変わる場合がございます。生活相談員にお尋ね下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

1. サービス利用料金	2,926 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,633 円
3. 自己負担額（1－2）	293 円

☆ご契約者が、入所された日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき下記の料金をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	355 円
2. うち、介護保険から給付される金額	319 円
3. 自己負担額（1－2）	36 円

※当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

[単位：万円]（月額概数）

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なります)				食費
		多床室 (相部屋)	従来型 個室	ユニット型 個室型多床室	ユニット型 個室	
生活保護受給者	利用者 負担段階 1	0.0	1.0	1.5	2.5	0.9
市町村民税非課税世帯全員	高齢福祉年金受給者	1.1	1.3	1.5	2.5	1.2
	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1.1	2.5	4.0	4.0	2.0
	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万超～120万円以下の方	1.1	2.5	4.0	4.0	4.1
上記以外の方	利用者 負担段階 4	2.6	3.6	5.1	6.1	4.4

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2)(1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に1～2回、理容師・美容師の出張による理髪美容サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり提供業者への実費（約1100円～1650円）

尚、ボランティア等によるサービスには利用料がかからない場合があります。

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：現預金等（現金、預貯金通帳等）

○保管管理者：施設長 保管事務担当者：生活相談員

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：現在のところ費用はかかりません。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備考
1月	お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）	
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	ひなまつり（おひなさま飾り、宴会を催します）	
4月	お花見（施設内にてお花見会を催します。）	
5月	春運動会（施設内で運動会を行います）	
6月	プロ野球観戦（ナイター観戦に出かけます。）	
7月	七夕祭り（そうめん食事会を行います。）	
8月	故人追悼会（お亡くなりになられた方を偲びます。）	
9月	長寿の祝い	
10月	ピクニック（施設外にバスで出かけます。）	
11月	福祉コンサート	
12月	クリスマス会、もちつき大会	

ii) クラブ活動

民謡クラブ、ハレルヤクラブ、塗り絵教室、音楽療法

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(現在のところ特にありません。)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第 20 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1 日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	7,816 円	8,652 円	9,519 円	10,355 円	11,171 円
食事に係る自己負担額	1,480 円				
居室に係る自己負担額	915 円 (1,231 円)				

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 要介護度 1 と同額。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月程前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。) お支払が確認できない状態が、ご利用月から 2 ヶ月程経過致しますと、民法の規定の通り遅延利息を請求する事がございます。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

西日本シティ銀行 屋形原支店 普通預金 0100479

※口座名義人：(福) 福岡白百合会 花畑ホーム アイナリーケア

お振込者様の名義：入居者様のお名前でお振込み下さいますよう、お願いいたします。

※振り込み手数料のご負担をよろしくお願い申し上げます。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	寺沢病院
所在地	福岡市南区市崎 1 - 14 - 11
診療科	内科、循環器科、消化器科、理学診療科
医療機関の名称	夫婦石病院
所在地	福岡市南区桧原字夫婦石 853 - 9
診療科	内科、理学療法科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	安藤歯科
所在地	福岡市南区平和 1 - 2 - 18

7. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。（契約書第 14 条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② ご契約者が入院された場合 ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合には、ショートステイに移行していただきます。それでも支払われない場合には、それ以降のご利用ができなくなります。また、過去に3か月以上の利用料遅延がある場合、次回は2か月以上遅延で同じ対応となりますので、よろしくお願い致します。
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメント等の禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ⑦ 福岡県暴力団排除条例に基づき、入居者やその家族等が暴力団関係者である場合には契約を締結しません。また、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合は契約を終了します。

→ *契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第19条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

② 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

（1日あたり293円）

③ 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- | |
|-----------------------------|
| ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 |
| ○居宅介護支援事業者の紹介 |
| ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |

※ ご契約者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として 476 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

8. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

9. 苦情処理の体制（契約書第 23 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情対応窓口（担当者）

[職名] 介護主任 看護主任 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士
第三者委員

弁護士 篠木 潔 (連絡先 092-714-1050)

社会福祉士 松崎 倫子 (連絡先 090-9471-4853)

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～18:00

また、苦情受付ボックスを受け付けに設置しています。

○苦情解決責任者 施設長 秀嶋 和公 ○苦情相談責任者 相談員 宮本 紅音
花畑ホーム アイナリーケア 連絡先 092-566-3221

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市・南区役所 福祉介護保険課	所在地 福岡市南区塩原 3-25-1 電話番号 092(559)5127・FAX092(512)8811 受付時間 9:00~17:00
国民健康保険団体 連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092(642)7059・FAX092(642)7856 受付時間 9:00~17:00

福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 春日市原町3-1-7(クローバープラザ内) 電話番号 092(915)3511・FAX092(584)3790 受付時間 9:00~17:00
------------------------	---

(3) 高齢者虐待等への相談・通報等受付窓口

福岡市福祉局 事業者指導課 施設指導係	所在地 福岡市中央区天神 1-8-1 電話番号 092(711)4319・FAX092(726)3328 受付時間 9:00~18:00
---------------------------	--

10. 日常生活や処遇上の事故発生時の対応方法

入居者の日常生活や処遇上の事故(転倒・転落・打撲・切り傷・溺水・火傷・喧嘩・誤飲・異食・配薬違い等)が発生した場合、適切かつ迅速な対応を行い、入居者の被害が最小限となるように万全を尽くします。そのために、当施設内で介護事故防止委員会を設置し、原因の究明と対応策及び再発防止策を講じるようにいたします。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 花畑ホーム アイナリーケア

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所 〒 _____

氏 名 _____ 印

ご家族代表者ご住所 〒 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 5,285.97 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護]平成12年 3月1日指定 福岡県 4071100244号 定員6名
 - [通所介護] 平成12年 3月1日指定 福岡県 4071100384号 定員18名
 - [居宅介護支援事業]平成11年10月1日指定 福岡県 4071100061号
- 平成24年福岡県指定より福岡市指定に所管変えのため変更

(4) 施設の周辺環境

油山の緑に囲まれた花畑園芸公園のすぐそばに位置しており、心安らぐ環境の中にあります。眼下には遠く玄界灘を望み、自然の中でおだやかに気持ちよくお過ごしいただけます。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

施設長… 施設運営にかかわる全体の責任者として1名配置しています。各部署を一括して管理しています。

副施設長…施設長を補佐し、施設運営を円滑に実施するために必要に応じて配置します。利用者とレクや対話をとおして心のケアを担当しています。

事務職… 施設の庶務・経理の事務処理を行います。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護(看護)職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。2名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上のお世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。4名の看護職員を配置しています。

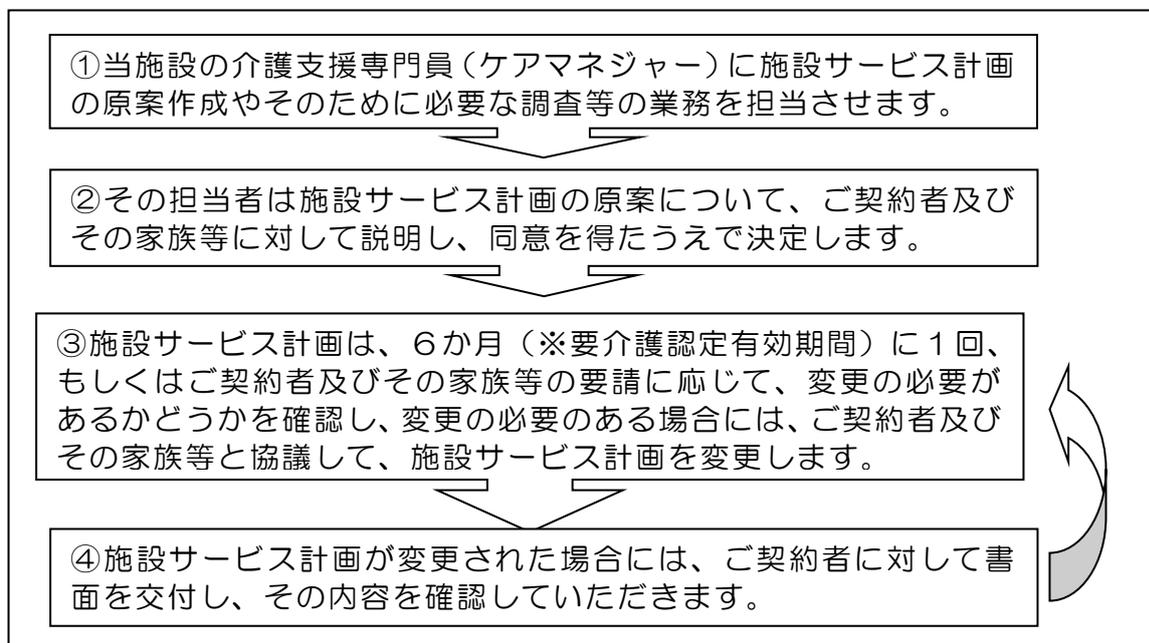
機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。2名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。介護(看護)職員及び生活相談員が兼ねる場合もあります。2名の介護支援専門員を配置しています。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後も同様とします。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み品について

入居にあたり、以下のものの持ち込みは可能です。すべて持物にはご記名下さい。

衣類、日用品、テレビ・ラジオ、車イス、歩行器など

(2) 面会

面会時間 9:00~19:00

※来訪の際には、必ずその都度面会簿に記帳してください。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊期間中、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12日間は1日につき257円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます

なお、外泊期間中、1日につき293円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日の午後18時までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は緩和されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

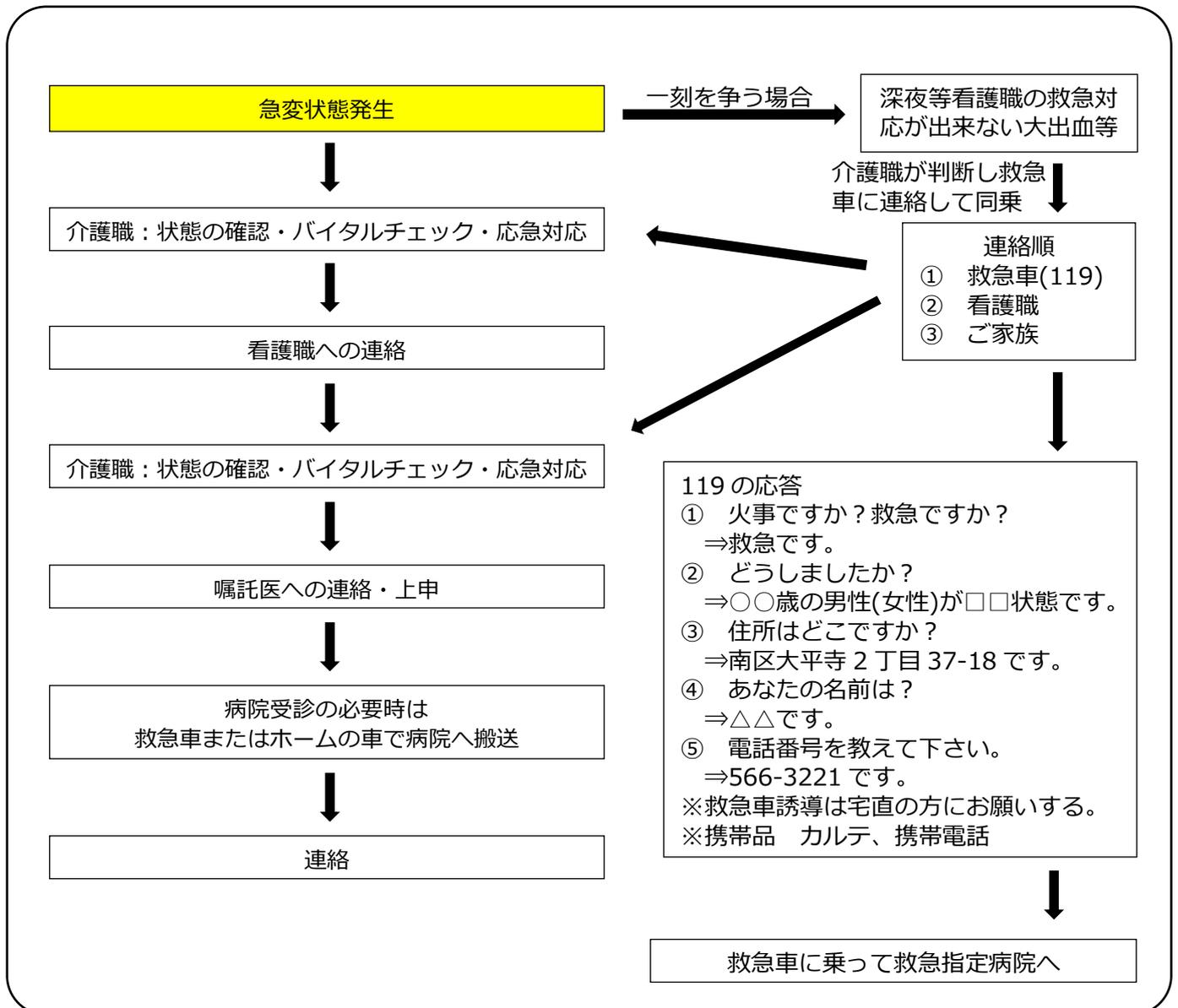
当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があ

ります。

7. 緊急時の対応

従業者は、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない、ご利用者に対する当該生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。



※ 病状等についての情報共有の方法や曜日や時間帯ごとの医師との連携方法、診察を依頼するタイミング等については、当施設の24時間看護マニュアルに沿って対応して参ります。

8. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防災管理又は火気・消防等については責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年3回程、定期的に避難、救出等の災害対策訓練を行います。

9. 秘密の保持について（契約書第9条参照）

事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、退職後も同様とします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとし、

事業者は、契約書第18条に定める利用者の円滑な退居のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとし、

10. 訴訟及び裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

11. 身体拘束について

当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、廃止することとします。なお、緊急やむをえない場合は、下記の手順で身体拘束等を行うものとし、

- ① 切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たす状態であるかを、施設内の身体拘束廃止委員会の中で検討、確認します。
- ② 入居者本人やご家族に対し、身体拘束等の内容・目的・理解・拘束時間等について、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。その際の説明については、介護職又は生活相談員が行います。
- ③ 入居者の日々の心身状況等や身体拘束実施の検討結果を記録します。
- ④ 身体拘束が必要でなくなったと担当委員会が判断した場合、速やかに解除します。

12. BCP（事業継続計画）について

- ①事業所は、災害や感染症等の発生の際は、入居者へのサービス提供が困難になる事が予測されるため、「感染症BCP」「災害BCP」の指針に基づき対応します。
- ②BCPに対しての職員へ研修を実施します。

13.福岡県暴力団排除条例に関する説明文

- ①事業所は「福岡県暴力団排除条例」に基づき、暴力団が県民の生活や社会活動に介入し、不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団をおそれないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とした対応を行います。

14. 虐待防止に関する事項について

施設は、入居者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じています。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ② 入居者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

※その他必要な措置を講じます。

15. 福祉サービス第三者評価について

- ご利用者やご家族が事業所サービスの選択の際に役に立つ情報を提供するため、第三者評価機構が公正・中立な立場から評価を行うものです。現在、実施なし。

*当施設では、ご利用者の皆様に安心してお過ごし頂く為に実施に向けて準備中です。